

選挙用等事務所設置についての注意事項

仮設建築物に関する建築基準法の適用について

選挙事務所等，短期間しか設置しない建築物であっても，建設場所，構造規模に応じて法に適合させる必要があります。

建設場所，規模構造によっては，「建築確認」を受けずに着工したり「完了検査」を受けないで使用したりすると建築基準法違反となる場合がありますのでご注意下さい。

建築基準法の規定により，すべての建築物は，地震や火災などに対する安全性や，建築物の敷地，周囲の環境などに関する必要な基準を守って建築しなければなりません。

またこれらの基準が適切に守られるよう，建築場所等によっては，着工前に建築確認を受け，また，使用前に工事完了検査を受けなければなりません。

選挙事務所など，短期間しか設置しないプレファブ造の建築物も例外ではなく，構造基準に適合しなかったり，必要な手続を怠ったりした場合，違反建築物として取締の対象となります。

仮設事務所等を建築される場合は，建築基準法の関係規定について予めご確認の上，法令違反のないよう所要の手続等を適確に行ってください。

建築基準法に関するお問合せ窓口

鹿児島県土木部建築課 099（286）3710

建設地を所管する各地域振興局等の建築担当

※連絡先一覧は，鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/>）をご確認下さい

[社会基盤](#) > [建築](#) > [指導（建築・宅地開発）](#) > [これから建築をする方へ](#) > [仮設建築物に関する建築基準法の適用について](#)

敷地の位置及び建築物の規模構造等に応じて以下の窓口でも相談を申し受けます。

鹿児島市役所 建築指導課	099（216）1359
薩摩川内市役所 建築住宅課	0996（23）5111
霧島市役所 建築指導課	0995（64）0954
鹿屋市役所 建築指導室	0994（31）1161